

平成 27 年 3 月 30 日 26 中図サ情第 277 号
改正 平成 30 年 1 月 25 日 29 中図サ情第 267 号

東京都立図書館視覚障害者等デジタル録音再生機器貸出サービス実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都立図書館が行う視覚障害者等に対するサービス事業（以下、「視覚障害者等サービス」という。）に資するため、視覚障害者等に対するデジタル録音図書再生機器（以下「機器」という。）の貸出サービスについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービス対象者)

第 2 条 貸出サービス（以下「貸出」という。）の対象となる者は、次の各号のとおりとする。ただし、東京都立中央図書館長又は東京都立多摩図書館長（以下、「館長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 一 東京都立図書館視覚障害者等サービス要綱（平成 30 年 1 月 25 日付 29 中図サ情第 267 号）（以下「要綱」という。）第 2 条に規定する登録利用者
- 二 都内公立図書館
- 三 要綱第 18 条第 3 号に規定する特別支援学校及び特別支援学級

(貸出方法)

第 3 条 機器の貸出を希望する者は、デジタル録音図書再生機器借用申込書（別記様式）により館長に申し込むものとする。

- 2 機器の貸出及び返却は、原則として東京都立図書館への来館により、直接対象者又は対象者が指定する者へ手渡しで行う。ただし、来館が困難で郵送（宅配便を含む）による貸出を希望する者については、郵送貸出も可とする。

(貸出に係る経費)

第 4 条 機器の貸出は、無料とする。

第 5 条 郵送貸出に係る経費は、借受者の負担とする。

(貸出数)

第 6 条 借受者 1 人（1 団体）につき、原則として 1 回 1 台とする。

(貸出期間)

第 7 条 貸出期間は、原則として申込日より 3 ケ月とする。

- 2 貸出期間の延長を希望するときは、貸出期間内に館長に申し出なければならない。
- 3 貸出期間の延長は 1 回、2 ケ月を限度とする。

(損害の弁償)

第8条 借受者が当該機器を故意又は過失により著しく破損し、又は紛失した時は、現品又は相当の代価を持って弁償しなければならない。ただし、館長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。